

## シリーズ企画

### オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その61)

- ①東京都受動喫煙防止条例、飲食店等の出入口の標識掲示が9月1日より義務化
- ②大分県でコンビニ前の灰皿撤去の実証実験スタート

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

#### ①東京都受動喫煙防止条例、飲食店等の出入口の標識掲示が9月1日より義務化

都条例で7月1日より都庁が敷地内禁煙になったことを8月号で報告しました。今回、都条例の第2弾として飲食店等の出入口に受動喫煙防止対策

の内容を示す標識の義務が9月1日より始まりました(図1)。

既存の小型店(客席100m<sup>2</sup>以下、資本金5,000万円以下)で、従業員を雇用していない店舗では、  
1. 全面禁煙



図1. 出入口の標識掲示の義務化を周知する東京都福祉保健局のウェブサイト  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata\\_public.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html))


- 2. 客席とは別に「喫煙専用室 ( 飲食不可 ) 」を設置 ( = すべての客席は禁煙 )
- 3. 客席の一部を喫煙可  
飲食しながら紙巻きタバコを喫煙できる「喫煙可能室」、あるいは、加熱式タバコのみを喫煙

- できる「加熱式タバコ専用喫煙室」を設置して、それ以外の客席は禁煙
- 4. 屋内全部を喫煙可  
のいずれかを選ぶことができます ( 図2 ) 。ただし、店舗の出入口と店内の喫煙室の出入口にそれぞれ


**A 飲食店 ( 既存小規模店 ) における対策**

① 「2020年4月1日現在既に営業している」② 「客席面積 100㎡以下」③ 「個人又は企業 ( 資本金5千万以下 ) が経営」  
④ 「従業員を雇用していない」という4つの要件を満たした飲食店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

### 1. 全面禁煙にする場合




店舗出入口に禁煙標識を掲示することが義務付けられています。  
標識は、「全面禁煙」であることが一目でわかるようにする必要があります ( マークでも可 ) 。  
▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑧を貼りましょう。  
▶ 2019年9月1日から義務化されます。




シール⑧「禁煙標識」

### 2. 客席とは別に、喫煙専用ルーム ( 飲食等不可 ) を設置する場合 ( = 喫煙専用室の設置 )



**① 喫煙室の出入口に標識を掲示する**  
喫煙専用ルーム ( 飲食等不可 ) の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。  
標識は、その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります ( マークでも可 ) 。  
▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。  
▶ 2020年4月1日から義務化されます。



シール①「喫煙専用室標識」

**② 店舗の出入口に標識を掲示する**  
店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。  
標識は、「喫煙専用ルームが店内にあること」が一目でわかるようにする必要があります ( マークでも可 ) 。  
▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール②を貼りましょう。  
▶ 2019年9月1日から義務化されます。\*



シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

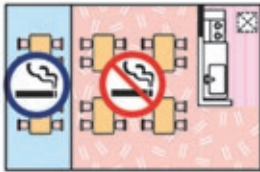
設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。  
技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

図2. 都条例、既存の小規模店で従業員を雇用していない店舗のルール

標識を掲示せねばなりません。また、20歳未満の者も立入禁止です。者は喫煙可能な場所には客としても従業員として

### 3. 客席の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙可能室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置）



#### ① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。標識は、その場所が「喫煙可能な場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。  
 ▶ 同封のステッカーを活用する場合：下記のシール⑤を貼りましょう。  
 ※加熱式たばこのみ喫煙可とする場合：下記のシール③を貼りましょう。  
 ▶ 2020年4月1日から義務化されます。



#### ② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「喫煙可能な客席があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。  
 ▶ 同封のステッカーを活用する場合：下記のシール⑦を貼りましょう。  
 ※加熱式たばこのみ喫煙可とする場合：下記のシール④を貼りましょう。  
 ▶ 2019年9月1日から義務化されます。\*



シール⑤「喫煙可能室標識」



シール③「指定たばこ専用喫煙室標識」



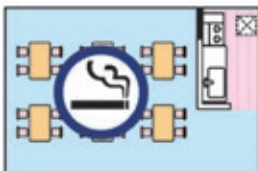
シール⑦「喫煙可能室設置施設標識」



シール④「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

### 4. 屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙可能室の設置）



店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「全面喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。  
 ▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑥を貼りましょう。  
 ▶ 2019年9月1日から義務化されます。\*

屋内喫煙可とする場合は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。



シール⑥「喫煙可能室標識」

- 従業員を雇用している店舗では規模に関係なく、
1. 全面禁煙
  2. 客席とは別に「喫煙専用室 (飲食不可)」を設置

(=すべての客席は禁煙)

3. 客席の一部を喫煙可  
飲食しながら加熱式タバコのみを喫煙できる「加熱式タバコ専用喫煙室」を設置して、それ

## B 飲食店 (その他) における対策

A 「飲食店 (既存小規模店)」 に当てはまらない飲食店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

### 1. 全面禁煙にする場合

店舗出入口に禁煙標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「全面禁煙」であることが一目でわかるようにする必要があります (マークでも可)。

- ▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。
- ▶ 2019年9月1日から義務化されます。



シール①「禁煙標識」

### 2. 客席とは別に、喫煙専用ルーム (飲食等不可) を設置する場合 (= 喫煙専用室の設置)

#### ① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙専用ルーム (飲食等不可) の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。標識は、その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります (マークでも可)。

- ▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。
- ▶ 2020年4月1日から義務化されます。

#### ② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「喫煙専用ルームが店内にあること」が一目でわかるようにする必要があります (マークでも可)。

- ▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール②を貼りましょう。
- ▶ 2019年9月1日から義務化されます。\*



シール①「喫煙専用室標識」



シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

図3. 都条例、従業員を雇用している店舗のルール

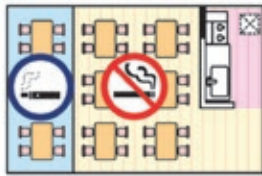
以外の客席は禁煙  
のいずれかを選ぶことになります（図3）。店舗と喫煙室の出入口の標識掲示義務と20歳未満の者

の立入禁止は同様です。

都条例のルールでは84%の店舗で「望まない受動喫煙」がなくなる見込みです。

### 3. 客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可にする場合（＝加熱式たばこ専用喫煙室の設置）

加熱式たばこの喫煙に限れば、客席の一部を喫煙可にすることができます。



#### ① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、その場所が「加熱式たばこのみ喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール③を貼りましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



#### ② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「加熱式たばこのみ喫煙可の場所があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール④を貼りましょう。

▶ 2019年9月1日から義務化されます。\*



シール③  
「指定たばこ専用喫煙室標識」



シール④  
「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

#### ※ 飲食店出入口に掲示する標識の経過措置について（2019.9.1～2020.3.31）

飲食店においては、2020年4月1日の法律と条例の全面施行より前の2019年9月1日から、店舗出入口の標識掲示義務が開始されます。全面施行時には、喫煙室を設置する（又は屋内喫煙可とする）場合は、その喫煙室が法律で定められた技術的基準を満たす必要がありますが、全面施行より前の時点では、技術的基準を満たすことが義務化されていないため、基準を満たしていない喫煙室や分煙エリアも存在することが想定されます。

そのため、2019年9月1日から全面施行までの間は、店舗出入口に「店舗に喫煙場所があるか禁煙か」が容易に判断できる標識を掲示してあればよく、店舗内の喫煙室が技術的基準を満たしているかどうか、また、掲示している標識に「20歳未満の者は立入禁止」であることが示されているかどうかは問われません。



9月27～29日、都内への出張の際に浅草や銀座、羽田空港など多くの観光客が訪れる場所の飲食店の出入口をチェックしたところ、義務化から1カ月も経っていませんでしたが「KENKO FIRST TOKYO」のロゴが入った最新型の標識を掲示した店舗がいくつも見つかりました(図4)。

北九州市医師会の皆さんも都内で飲食する際に

は出入口の標識をチェックして受動喫煙のない店舗を利用するようにしてください。その際には、「受動喫煙がないレストランの標識をみて入りました」とお店を励ます一声を忘れずに。

改正健康増進法と都条例が全面施行される来年4月が楽しみです。



図4. 都条例で9月1日より義務づけられた店舗出入口の標識  
左:羽田空港の全面禁煙のレストラン  
右:銀座ライオン、飲食ができない喫煙専用室あり

## ②大分県、コンビニ灰皿を撤去する実証実験

9月17日から10月まで、大分県内の大手4社のコンビニエンスストア454店舗の253店舗が敷地内の灰皿を撤去する実証実験を行いました(図5)。この記事では触れられていませんが、今年1月24日に改正健康増進法の一部として、「屋外や家庭など:喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮し、できるだけ周囲に人が居ない場所で喫煙をすること」が施行されています。東京都内のセブン-イレ

ブンでは法律に先行して店頭での灰皿を撤去する指示が昨年12月に出されました。実際、墨田区のセブン-イレブンの灰皿が撤去されていたことを確認しております(図6)。通りに面した灰皿がなくなれば、歩きタバコをする人も減るでしょう。「大分県の6割弱の店舗が参加する実証実験」から「全店舗の正式なルール」として定着し、さらに全国に拡がることを期待したいと思います。

### 大分県内のコンビニ253店の灰皿撤去 10月末まで実証実験

2019/09/11 03:01

おすすめ 345 ツイート

県内にあるコンビニエンスストアのうち、計253店舗が17日から10月末まで敷地内の灰皿を撤去する。受動喫煙防止に向けた県の実証実験。関係者の声を集めて、今後の展開を考える参考に。コンビニ大手と連携し、県単位で実施するのは全国で初めてという。

県の呼び掛けに応じたローソン、セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、山崎製パン（デイリーヤマザキ）が協力する。4社は県内に灰皿のあるコンビニを計454店舗展開しており、その6割弱で撤去する。

健康増進法の改正で、1月から非喫煙者に対する配慮がより厳格に求められるようになった。コンビニは子どもの利用も多いため、県は実験を計画。終了後、参加店舗へのアンケートで客の反応、従業員の感想などを聞く。

実験は「みんなで延ばそう健康寿命推進月間」（10月）に合わせて実施。ラグビーワールドカップ（W杯）の期間とも重なる。

法改正に伴い、7月から学校や病院、行政機関の敷地内は原則禁煙になった。来年4月からは飲食店や事業所も屋内で原則吸えなくなる。

コンビニでの実験について、県健康づくり支援課は「吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごすため、喫煙者には理解をお願いしたい」と話している。



県の実証実験に協力するコンビニ。周知ポスターを掲示し、協力を求めている＝10日、大分市

図5. 大分県、コンビニ253店舗で灰皿撤去の実証実験

## 告知

2018年7月18日に可決、成立された  
受動喫煙防止の義務化により  
セブン-イレブン本部から  
店頭灰皿の撤去をするよう  
指示が有りました  
よって  
2019年1月1日より  
店頭灰皿の撤去と敷地内を  
禁煙区域といたします  
不明な点はセブン-イレブン本社へ  
お尋ねください！！




図6. 店頭の灰皿が撤去された墨田区のセブン-イレブン